

豊洲用地取得 汚染地を汚染なしで買う「密約」 石原元都知事に返還責任

東京都の豊洲新市場用地取得に
関する公金返還請求訴訟の原告ら
が4月11日、東京地裁に石原慎太
郎元知事、濱渦武生元副知事ら8
人の証人尋問を求める申出書を提
出した。

都は、2011年に東京ガス(以
下東ガス)などから汚染された豊
洲新市場用地の一部約10・8ヘク
タールを汚染を考慮せずに578
億円で買った。これが、知事の裁
量を超えて地方自治法などに違反
するとして都民40人が都に対して
当時の知事だった石原氏に578
億円の返還を請求せよと12年に起
こしたのがこの住民訴訟だ。

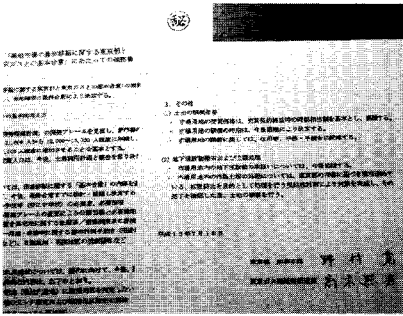
これまで、都は「2002年に
都と東ガスが結んだ合意等によっ
て汚染のない価格で購入する契約
になっており、その合意等には法
的拘束力がある」と主張してきた。
しかし、原告側は「2002年
合意等には売買契約時の『適正な
時価』で買うとしか書かれておら
ず、汚染のない価格で買うとは書
かれていない」と反論していた。

今年3〜4月にかけて開かれた
豊洲市場に関する都議会調査特別
委員会(百条委員会)には、これ

まで公表されていなかった都と東
ガスの01年7月18日付けの確認書
が東ガス側から提出された。

1ページ目右上に「マル秘」と
押印されたその確認書には、土地
の譲渡価格について「売買契約締
結時の時価相当額を基本とし、協
議する」とされているだけだ。汚
染処理については除去ではなく、
拡散防止でよいとされている。汚
染地を汚染なしで買う「密約」だ。
都側は、知事本部「野村寛」、
東ガス側は、活財推進室「高木照
男」と直筆で署名されているが、
役職名も公印も押されていない。

百条委員会では、石原元知事や
同氏の特命を受けて東ガスとの用
地交渉にあたった濱渦元副知事ら
喚問された都側の関係者は、野村



百条委員会で明らかになった2001年の確認書。
(撮影/永尾俊彦)

氏以外全員この確認書を「知らな
い」と否定した。

しかし、原告側の大城聡弁護士
は「野村氏だけが知っていて石
原氏、濱渦氏ら都の決定権者が知
らないのは極めて不自然。この確
認書が汚染のない価格で買うこと
を意味する『密約』だとすれば、
秘密裏にするために別文書にした
こと自体が都民への背信行為で
す。そのような『密約』に正当性
は認められません」と話した。

東ガスを ボロもつけさせる条件

濱渦氏はこの確認書が結ばれる
わずか12日前の01年7月6日付け
で「築地市場の豊洲移転に関する
東京都と東京ガスとの基本合意」
を締結している。この基本合意に
は濱渦氏の氏名と東京都副知事の
公印が押されている。

そして、7月18日付の確認書は、
7月6日付の「基本合意にあつた
ての確認書」と題されており、別
文書ではあるが基本合意とセット
であることは明らかだ。

濱渦氏と東ガスとの最初の用地
交渉は00年10月4日。その頃、都

は豊洲地区の都所有の土地を区画
整理事業で東ガスなどの土地と交
換(換地)・購入することで市場
用地を確保しようとしていた。

そこで、東ガスが濱渦氏に示し
た用地交渉に応じる条件は、土地
区画整理事業に参加する東ガスの
負担金と、東ガスの土地価格の推
計値はいくらかが都が示すことだっ
た。

だが、濱渦氏の結んだ基本合意
には、その二つの条件提示がない
が、確認書では東ガスなど地権者
が負担するはずだった防潮護岸の
負担金330億円をゼロにし、東
ガスの土地価格は区画整理事業後
は推計1661億円になり、37
1億円も増えるなど東ガスをボロ
もつけさせる二つの条件が明示さ
れていた。

だから、この点からも「この基
本合意と条件提示をした確認書は
セットでなければならなかったこ
とが分かります」と原告の1級建
築士の水谷和子さんは指摘する。
しかし、百条委員会で濱渦氏は
確認書について「役人が勝手にこ
とをしてくれた」と怒りも露わに、
部下の責任に転嫁した。

小池百合子都知事は今年1月、
これまでの「石原氏に責任はない」
とする都の訴訟方針を見直すこと
を表明、新方針は近く示される。

永尾俊彦・ルポライター